

令和8年度 高松市立多肥小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改訂

本校では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「高松市立多肥小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた取り組みの更なる充実を図っていきます。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より】

また、法の対象とする児童等は、高松市立多肥小学校に在籍する児童生徒とし、「保護者」とは、それらの者に親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- なかまはずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷やいやなことをさせられる 等

2 本校のいじめの基本認識

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。
- (3) いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (4) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- (5) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教委・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

3 いじめ防止のための基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の点に留意する。

- (1) 私たち教師が、子どもの心に寄り添い、認め、慈しむことを基本とする。
- (2) 児童に、自己決定、自己指導力、規範意識を育成する生徒指導を行う。
- (3) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめの正しい認識のもと、いじめを許さない、見過ごさない土壌づくりに努める。
- (5) いじめの早期発見のために、いじめを見抜く鋭い感覚を身に付け、様々な手段を講じる。
- (6) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (7) 学校と家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめ防止に取り組む。

II いじめの未然防止

全ての児童生徒が心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人へと成長するためには、関係者が一体となった継続的な取組により、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。

このため、児童生徒の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童生徒に「いじめは決して

許されない」ことへの理解を促し、児童生徒が安心して、自己有用感を感じられるなかまづくりに努める。また、児童生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。さらに、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、子どもがいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域を挙げた取組を推進するための普及啓発が必要である。

1 学校が実施する対策

一人ひとりの「子どもが主役」となる活動を推進し、安心して自己表現、自己決定できる支持的風土をもった温かい学級集団をつくとともに、自己有用感や自尊感情を育む教育を行う。

また、児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、いじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。

(1) 人権教育の充実

① 道徳教育・人権教育

考え、議論し、自分事として考える道徳科授業や各学年の実態に合った人権教育を大切にし、それを中心として、学校教育活動全体で道徳教育・人権教育を推進する。

② 絆月間、縦割り活動、スマイルあいさつ運動、ありがとうを伝えよう等の取組

各委員会の児童を中心とした児童同士の交流活動を通して、相手を思いやる心を持ち、実践できるようにする。

③ 「変容シート」の活用

「変容シート」を活用し、集団としての目標を意識して、一人ひとり関わっていく中で、個の児童や集団としての変容を見取り、記録する。教師の指導内容や方法を見直しながら、人権教育的視点で子どもと関わる。

(2) 児童の主体性や自己決定を一層重視した教育活動の推進

① 主体的、対話的で深く学ぶ授業の充実

- ・ 日々の授業を「子どもが主役の授業」の楽しく、分かる授業とし、表現し、学び合い、自己実現を図ることができる授業とする。
- ・ 生徒指導機能を生かした授業（自己決定、自己存在感、共感的人間関係）を推進する中で、よりよい学習集団をつくる。

② 特別活動の充実

- ・ 学級活動、児童会活動等の特別活動を中心に、自分の力を周りの人のために生かすことを通して、自己有用感を高める。

③ しあわせ学習（総合的な学習の時間）や学校行事、生活科、クラブ活動等で、地域の方など多くの人と関わり、つながることで、多くの人に見守られ、ともに生きていることを感じる心を育てる。

(3) 保護者との連携・協働

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、児童の様子等について日常的に連携を取り、健全育成やいじめの防止に向けて協働する。

(4) 積極的な生徒指導

様々な機会において一人ひとりの児童を深く理解し、その個のよさが生きる丁寧な生徒指導を行う。特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。特に、地域社会との連携については、地域コミュニティ協議会等とも連携した「スマイルあいさつ運動」（毎月第2火曜日の朝、民生委員と地域の方と一緒に）などの取組の機会を積極的に活用する。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめを積極的に認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であることから、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付き力が高めることが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害

が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。

また、日頃から、市教委、学校、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を基盤として連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、児童生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

近年は、いじめの態様として、SNS等によるネットいじめなど発見が難しい形態の件数が増加している。そこで、外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの児童生徒の様子の変化を注意深く見て取るとともに、関係機関と連携した対策を講じる。

1 日常的な観察・情報共有等

全ての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。また、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、日頃から児童との信頼関係の構築に努めるとともに、教職員と児童・保護者との日々の学校生活についてやりとりをする「連絡帳」を活用して、学校生活や友人関係等の把握にも努める。

休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにする。また、気がかりな児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会、職員会議、ケース会議等において、情報を共有し、大勢の目で見守る。

2 アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、児童に対して、毎月、記名式アンケート調査を実施する。結果を踏まえて、正確な聞き取りや生徒指導を実施するとともに、適切な内容及び方法で、保護者にも伝える。なお、アンケート等の保存期間は次のとおりとする。（平成28年3月18日 高学教第3589号）

【一次資料】 アンケートの質問票の原本等・・・当該児童が卒業するまで（ただし、小学校6年生時に実施したものは、卒業後1年が経過するまで）

【二次資料】 アンケートや聴取の結果を記録した文書等・・・5年

3 いじめ・問題行動報告

いじめや問題行動で対応した事案について、内容や学校の対応などを記録し、市へ報告する。（毎月実施。次月5日報告締め切り）

4 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口等の情報を積極的に周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を月1回定期的実施する。周知にあたっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。保健室前の廊下に悩み相談受付箱「たひまるポスト」を設置し、養護教諭が毎日、ポストをチェックして相談の調整を行う。

5 児童からの相談に対する迅速な対応

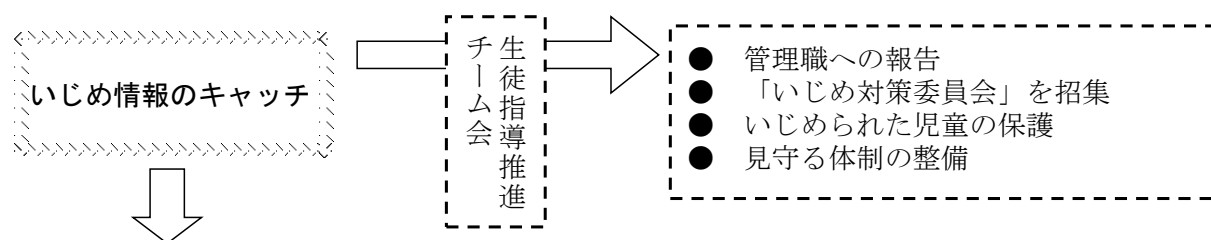
児童が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、児童にとって多大な勇気を要することであることを理解し、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

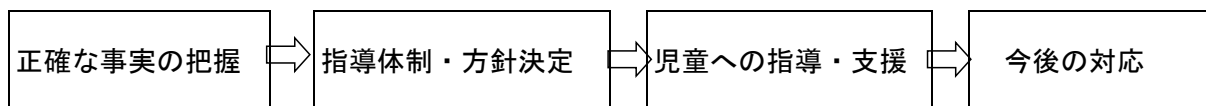
6 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい信頼関係を築くとともに、環境づくり慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

IV いじめへの早期対応

1 いじめ発見・対応の基本的な流れ





* 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録
 * 個々の聞き取り
 * 関係教職員と情報共有
 * いじめの全体像を把握

* 指導のねらいの明確化
 * すべての教職員の共通理解
 * 対応する教職員の役割分担
 * 教育委員会、関係機関との連携

* いじめられた児童の保護し、心配や不安の除去
 * いじめた児童への指導・支援

* 継続的指導及び支援
 * 心のケア（カウンセラーの活用）
 * 心の教育の充実

保護者との連携

【把握すべき情報】
 ◆ 誰が誰を
 ◆ いつ、どこで
 ◆ どんな内容
 ◆ どんな被害
 ◆ いじめのきっかけ
 ◆ いつ頃から、どのくらい続いているか

【いじめ対策委員会】
 ◆ 校長 ◆ 教頭
 ◆ 主幹教諭
 ◆ 生徒指導主事
 ◆ 教育相談担当教員
 ◆ 当該学級担任
 ◆ 当該学年団
 ◆ 養護教諭
 ◆ (SC・SSW)

* 家庭訪問をし、事実の報告と学校側の対策の提示
 * 今後の連携の方法を協議

【全教職員が一致団結して問題の解決にあたる】

- (1) いじめ問題を発見した時には、学級担任だけでなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、役割分担をして組織的にいじめ問題の解決にあたる。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認を正確かつ迅速に行った上で、いじめられている児童の心理的な苦痛を共感的に理解する。その上で、身の安全を最優先に考え、対応する。
- (3) いじめている側の児童に対しては、動機やいじめている自分の気持ちを聞き、自分を見つめさせ、心の弱さを乗り越えられるよう支援する。
- (4) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (5) 学校内だけでなく各種団体や関係機関、専門機関と協力して解決にあたる。
- (6) いじめられている児童の心のケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行う。

【家庭や地域、関係機関と連携した取組】

- (1) 本校の「いじめ防止基本方針」を家庭、地域等に周知する。
- (2) 家庭との連携をいつも以上に密に行い、学校の取組を伝えるとともに、家庭での様子等の情報を集めて指導に生かす。
- (3) 児童が学校や家庭で話しにくい状況であれば、「いのちの電話」など相談窓口の利用も検討するよう周知する。
- (4) 高松市教育委員会と連携し、問題解決にあたる。
- (5) 法務局、警察、県子ども女性相談センター、市子ども女性相談課、県臨床心理士会、香川スクールソーシャルワーカー協会、PTA 連絡協議会等の関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。

2 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
 (少なくとも3ヶ月を目安)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ※ 以上2つの要件が満たされている必要がある。
- ※ 2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- ※ いじめが解消している状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するよう努める。

V いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことな

く、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、保護者に報告・相談した上で、関係児童や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を市教委が作成した対応記録の様式等を参考に、適切に記録しておく必要がある。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

VI 教職員の資質・能力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。

VII インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを利用した名誉毀損、児童ポルノ関連事犯等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有していることを踏まえ、警察と連携しつつ適切に対応する。

また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

各学年において情報モラル教育を計画的に行う。（情報教育のページ参照）6年生については、非行防止教室で「SNSを利用したトラブル」について学習する。

VIII 重大事態への対応

いじめにより、生命・心身又は財産に重大な事態が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに高松市教育委員会又は学校の下に調査を行うための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。調査にあたっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に沿って対応する。当該事案が重大事態であると認められる場合、市教委を通じて市長に報告する。

1 調査を行う組織

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。尚、組織の主体の判断は、個別の重大事態の状況に応じて市教委が行う。学校が調査する場合、学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。その際、ガイドライン第6章第2節に基づいて適切な調査を行うことができる組織体制を検討するとともに、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができるよう、特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。

2 調査について

調査は、速やかに実施するものとし、学校は調査員の調査活動に対して、児童生徒への教育的配慮の下、便宜を図るものとする。

自殺事案の調査は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月1日文部科学省初等中等教育局長）を参考とする。

3 保護者への報告等

調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。

調査によって確認された事実関係等は、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用する。

IX その他

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、いじめの防止等に関する国、県、市及び市教委の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

いじめに対する具体的措置

(1) いじめを認知した時の対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。
- ・ いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告する。また、関係職員で情報を共有する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、事実関係を確認し、明らかにする。
- ・ いじめの事実を確認した場合は、被害、加害児童の保護者に連絡する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報して、適切に援助を求める。また、高松市教育委員会に報告し、指導助言を得る。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行う。その際、必ず複数の教員で対応し、その結果は、直ちに管理職に報告する。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、おりにふれて必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行う。その際、必ず複数の教職員で対応し、その結果は、直ちに管理職に報告する。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめを止めさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であり、決して許されないということを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、高松市教育委員会や警察署と連携して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。
- ・ すべての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。